

令和4年3月16日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和4年3月16日
開会 15時55分 閉会 16時14分
- 2 場 所 幕別町役場 3階会議室
- 3 出席者 委員長 若山和幸
副委員長 野原恵子
委員 石川康弘 谷口和弥 芳滝仁 小川純文
議長 寺林俊幸
- 4 事務局 事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 係長 北原正喜
- 5 審査事件および審査結果
 - 1 付託された議案の審査について（別紙）
 - (1) 議案第22号 幕別町プロポーザル審査委員会条例
 - (2) 議案第23号 幕別町公の施設の使用料等に関する条例
 - (3) 議案第24号 幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
 - (4) 議案第25号 幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
 - 2 その他
 - ・3月24日（木）本会議終了後に委員会を開催し、今後の委員会運営について協議を行う。
 - ・シティプロモーションの先進事例の資料を配付した。次回委員会にて議事課長より詳細の説明を行う。

総務文教常任委員会委員長 若山和幸

◇審査内容

(開会 15:55)

○委員長(若山和幸) ただいまより総務文教常任委員会を開会いたします。

次に3番、付託された議案の審査についてを議題といたします。

これよりインターネット中継を始めます。

それでは、議事に入ります。

本委員会に付託されました議案の審査となります。

それでは、1番目、付託された議案の審査を行います。

はじめに(1)議案第22号、幕別町プロポーザル審査委員会条例を議題といたします。

本件は説明、質疑が終了しておりますので、本日は各委員のご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手を願います。

野原委員。

○委員(野原恵子) プロポーザル審査委員会の説明を受けております。そういった中では要綱からこのようなことを制定して、条例を作りたいということでしたけれども、この審査委員に女性の比率を高めていっていただきたいということを申し添えて、賛成といたしたいと思っております。

○委員長(若山和幸) ほかにご意見ございませんか。

谷口委員。

○委員(谷口和弥) 私は前回、このプロポーザル審査委員会条例の説明の中で、第4条のこういった構成になるかというところで質疑をさせていただいたところでありました。

実はそのときは十分な理解ができる状況ではなかったものですから、継続審査をお願いしたわけでありましたが、その後、今審議をしている委員会については、まちづくり町民参加条例ではなくて、附属機関に関わる条例の中で定義づけられているものということの理解ができたところでありました。

そのことによって、公募委員がいなくてもこの審査委員会が成立するのだということを理解することができました。

そのことと言えば、この委員会条例については、私にとっては問題のあるものということとは考えないので、この条例については尊重したいと思っているところです。

以上です。

○委員長(若山和幸) ほかに意見ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(若山和幸) なければ、議案第22号に対する意見は以上で終了といたします。

続いて、討論を行います。

原案に反対する討論はありますか。

(なしの声あり)

○委員長(若山和幸) なしということですので、討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第22号、幕別町プロポーザル審査委員会条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(若山和幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決いたしました。

次に(2)議案第23号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例を議題といたします。

本件は連合審査会において説明、質疑、意見が終了しておりますので、本日は討論、採決を行いたいと思います。

討論を行います。

原案に反対する討論はありますか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 議案第23号、24号、25号をまとめて、最後に反対討論を行いたいと思いますが、そのように進めていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（若山和幸） 議案ごとの反対討論をお願いします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 反対の討論をさせていただきます。

議案第23号なのですが、公共施設の目的といたしまして、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設とされております。

今回の使用料、そして、手数料の見直しは大幅な引き上げになり、コミュニティを阻害しかねます。

特に高齢者は生活の質の向上や健康維持のために公共施設を利用しておりますけれども、使用料の負担が生じると利用を控えなければならない。

こういう多数の声が寄せられております。

そういう中で、自治体の責務は等しく、住民に対して、基本的人権を保障するとされております。

住民の教育、福祉、文化、体育などの発達や向上のために公共施設は広く住民が気軽に隔たりなく、利用できることが求められております。

今、受益者負担のことが議論になっておりますけれども、受益者負担の原則は民間施設の考え方であり、利用やサービスにより料金を徴収し、維持することであり、主に道路工事や下水道工事などで使用されております。

公共施設は税金で建設し、住民負担となっており、住民は受益者と捉えるのではなく、共に町を築く主権者、このように考えるべきと思っております。

今回の主な改定理由は、負担の公平となっておりますが、公共施設は利用対象が、限定されているものが多く、保育所や学校、社会体育施設、文化施設、コミュニティ施設などで目的に沿って限定され、常に町民全体が使用する施設は限られており、税全体で負担しあっております。

公共施設は活発に利用されてこそ、施設が活き、公区が大きく住民が健康で文化的な暮らしにつながります。

今、労働者の賃金は引き下がり、年金もマクロ経済スライド制で下がり、物価は急激に上昇、このような状況だからこそ、料金の心配なくコミュニケーションが図れる町こそ、維持すべきではないかと考えております。

火葬場の町民利用については、賛成できますけれども、他の使用料、手数料について、現行を維持し、改定すべきではありません。

みんながつながるスマイルまくべつの目標どおり、このような町になることを望み、条例改定には反対といたします。

以上です。

○委員長（若山和幸） ほかに反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 次に賛成討論はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 積極的な賛成ということの意味ではないのです。

でも、反対討論があった以上、賛成討論、今私は、このあとの採決のときには、賛成に丸、そういう意思を持っておりますので、何も述べないで賛成だと、反対討論が出ている中で賛成だということが、気が引けたものですから、発言させていただきます。

物事には、やはり決め方というものがあるのだと思うのです。

先にこの使用料・手数料に関する基本方針が出されていて、それが2月22日付けで正式に案が取れたということが町の方から発信があったと。

これは、一つ決定事項ですから、これに沿う行政施策が行われるということが大事なのだと思うのです。

不満はゼロではありません。

それは今まで総務文教常任委員会や全員協議会の中で述べたとおり、もう少し負担軽減の対象などを広げて、そういう施策にならないかなということについての思いがあるのだけれども、繰り返しますが、物事の決め方として、そういう利用料に対する基本方針が決まって、それに沿う中身でもって、提案がなされるということの以上、反対ということにはならないのだと考えています。

以上が賛成の理由です。

○委員長（若山和幸） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） なければ、これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第23号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（若山和幸） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（若山和幸） 休憩を解きます。

次に（3）議案第24号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

本件も連合審査会において説明、質疑、意見が終了しておりますので、本日は討論、採決を行いたいと思います。

討論を行います。

原案に反対する討論はありませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 議案第23号と同じ理由で反対といたします。

○委員長（若山和幸） ほかに反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 次に賛成の討論はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） なければ、これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第24号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に

関する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長(若山和幸) 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決いたしました。

次に(4)議案第25号 幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

本件も先ほどと同じで連合審査会において説明、質疑、意見が終了しておりますので、本日は討論、採決を行いたいと思います。

それでは、討論を行います。

原案に反対する討論はありませんか。

野原委員。

○委員(野原恵子) 議案第23号と同じ理由で反対といたします。

○委員長(若山和幸) 次に賛成の討論はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(若山和幸) なければ、これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第25号、幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長(若山和幸) 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決いたしました。

なお、本件の報告書につきましては、委員長、副委員長に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長(若山和幸) そのようにさせていただきます。

以上、本委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。

ここで本委員会のインターネット中継を終了いたします。

(審査終了 16:11)